

ID: 267

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	自動車専用道路との連結の許可		
法令名称 根拠条項	道路法 第48条の5第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の5第1項及び第2項の規定による。 (連結許可等) 第48条の5 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。 2 自動車専用道路の道路管理者(次項及び第48条の7から第48条の10までにおいて単に「道路管理者」という。)は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第48条の3ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。 (1) 前条第1号に掲げる施設 当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。 (2) 前条第2号から第4号までに掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。 自動車専用道路への通路等の連結許可基準について(昭和39年10月13日建設省道発第407号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日